

低層住宅施工者のみなさまへ



1. 足場は設置してしっかり管理しましょう！

手すりや作業床に不備はありませんか？（裏面参照）
脚立やはしごは正しく使用しましょう！



2. 保護具等を着用しましょう！

- ヘルメットの着用
- 安全帯の使用
- 保護めがねの着用
- 安全靴の着用

3. 作業主任者の選任と職長の指名

- 足場の組立て等作業主任者
- 木造建築物の組立て等作業主任者
- 鉄骨の組立て等作業主任者
- 低層住宅のための職長教育

職長や作業主任者の指揮にしたがって作業を進めましょう！

4. 電動工具を正しく取り扱しましょう！

移動覆い（安全カバー）の機能を有効にして使用する

5. 工事用機械の使用には資格が必要です！（裏面参照）

瓦揚げ機、油圧ショベル（バックホウ）、移動式クレーン（ユニック等）

6. 労働保険に加入しましょう！

労働災害には健康保険は使えません。事業主（一人親方）は特別加入制度を利用しましょう！

7. 作業主任者の氏名や労災保険成立表を掲示しましょう！

現場の分かりやすい所に掲示してください。（作業主任者の氏名・職務、労災保険成立表、建築確認等）



建設業の許可票	建設基準法による確認済	労災保険関係成立票	道路占用使用許可証
許可番号 代表者の氏名 建設業種 許可年月日	確認済番号 確認済年月日 建設業種 工事種別 許可年月日	労災保険関係成立年月日 事業主の氏名 事業主の住所 事業主の電話番号 労働者の氏名 労働者の住所 労働者の電話番号	道路占用使用許可証番号 道路占用使用許可年月日 道路占用使用許可範囲 道路占用使用許可内容

8. 近隣・環境への配慮は？

- 仮設トイレ、ゴミ箱、消火器の設置。関係者以外の立ち入り禁止等。
- 整理・整頓・清潔・清掃・しつけ（5S）を推進しましょう。

9. 万が一事故が起きると・・・？

- 家族や関係者の悲しみ・苦しみ=家庭の崩壊！（一家の大黒柱を失います。）
- 工事の停止や完成した物件が引き渡せない事も。
- 社会的責任の重さ！責任の追及！会社のイメージダウン！



通行人の安全確保

安全を第一に！働きやすい現場を作りましょう！ご安全に！

山梨労働局労働基準部安全衛生課
建設業労働災害防止協会山梨県支部
山梨県木造家屋等建築工事安全対策協議会

有資格者の配置

(技能講習を修了し、作業主任者を配置する必要があります。)

選任、配置する者	業務内容	備考
木造建築物の組立等 作業主任者 (安全衛生規則517-12)	軒高5メートル以上の構造部材の組立、 屋根下地、外壁下地の取り付け作業	選任においては、作業主任者の資格を取得し、職務(作業の指揮・器具、工具、安全帯、保護帽の点検・それらの使用状況を監視する)の遂行。現場のわかりやすところに作業主任者の氏名、職務の入った看板を掲示してください。
足場の組立等作業主任者 (安全衛生規則565)	つり足場、張り出し足場、又は、高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は、変更の作業	
建築物の鉄骨の組立等 作業主任者 (安全衛生規則517-4)	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5メートル以上)の組立、解体又は、変更の作業	
玉掛技能講習 (クレーン等安全規則221)	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け業務	建て方作業等で玉掛け(ワイヤ等をフックにかける、外す)をする者は資格を取得する必要があります。
小型移動式クレーン 運転技能講習 (クレーン等安全規則68)	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	積載型トラッククレーン等で、資材の積み降ろしをする場合、操作する者は資格を取得する必要があります。

足場先行工法に関するガイドラインにおける足場の構造上の概略

